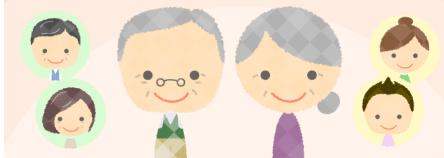


豊山町成年後見センター

令和3年4月に開設しました

成年後見とは？



認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることで、日常生活での困りごとや心配ごとが起きることがあります。

そんなときに、家庭裁判所が選任する後見人等が、その方たちの権利を守りながら、本人に代わって契約をしたり、財産を守るために預貯金通帳を管理したりして、安心して暮らせるように支援します。



こまったわ！

物忘れが多くなって、何ごとにも判断できなくなってきました！



高額な品物を、業者から勧められるままに何度も買ってしまいます（悪徳商法）
売買契約を取り消すことができればいいのですが・・・



障がいのある子どもの将来が不安だわ！！



買い物に行ったときに、お金の計算ができない！
銀行や郵便局で、預貯金の出し入れができなくなった??



契約することを一人で判断できない、手続きもできない・・・

施設に入所するための契約ができない・・・

法定後見制度

任意後見制度



ほとんど自分で判断できない方

後見人

すべての法律行為を代行します。



判断能力が著しく不十分な方

保佐人

裁判所が定めた重要な契約や財産管理の代理や判断の確認をします。（本人の同意が必要）



判断能力が不十分な方

補助人

裁判所が定めた特定の契約や財産管理の判断の手助けをします。（本人の同意が必要）



現在は判断能力が十分な方

任意後見人

本人の判断能力が不十分になってから、あらかじめ契約しておいた内容で支援します。

成年後見センターが、制度の説明や利用手続きなど、ご相談に応じ支援させていただきます。

豊山町成年後見センター （総合福祉センターしいの木内 ☎ 0568-29-0002）